

令和5年色麻町議会定例会3月第2回会議会議録（第1号）

令和5年3月29日（水曜日）午前10時00分開会

出席議員 13名

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
5番	河野諭君	6番	小川一男君
7番	佐藤貞善君	8番	工藤昭憲君
9番	今野公勇君	10番	天野秀実君
11番	山田康雄君	12番	福田弘君
13番	中山哲君		

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

8番	工藤昭憲君	9番	今野公勇君
----	-------	----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	鶴谷康君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	今野和則君
保健福祉課長兼地域包括 支援センター所長	浅野裕君
会計管理者兼会計課長	渡邊勝男君
産業振興課長兼愛宕山公 園管理事務所長	山田栄男君
建設水道課長	高橋秀悦君
教育長	半田宏史君
教育総務課長兼学校給食 センター所長	竹荒弘君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長
書 記

高 橋 正 彦 君
大 泉 信 也 君

議事日程 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会議日程の決定
- 日程第3 議案第34号 色麻町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第4 議案第35号 色麻町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第5 議案第36号 色麻町情報公開条例の一部改正について
- 日程第6 議案第37号 色麻町政治倫理条例の一部改正について
- 日程第7 議案第38号 色麻町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について
- 日程第8 議案第39号 色麻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第40号 色麻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第41号 色麻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第42号 令和4年度色麻町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第12 議案第43号 令和4年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議案第44号 令和4年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議案第45号 令和4年度色麻町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第46号 令和5年度色麻町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議発第2号 色麻町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会議日程の決定
- 日程第3 議案第34号 色麻町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第4 議案第35号 色麻町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第5 議案第36号 色麻町情報公開条例の一部改正について

日程第 6	議案第37号	色麻町政治倫理条例の一部改正について
日程第 7	議案第38号	色麻町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について
日程第 8	議案第39号	色麻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 9	議案第40号	色麻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第10	議案第41号	色麻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第11	議案第42号	令和 4 年度色麻町一般会計補正予算（第 12 号）
日程第12	議案第43号	令和 4 年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
日程第13	議案第44号	令和 4 年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
日程第14	議案第45号	令和 4 年度色麻町水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第15	議案第46号	令和 5 年度色麻町一般会計補正予算（第 1 号）
日程第16	議発第 2 号	色麻町議会の個人情報保護に関する条例の制定について

午前 10 時 00 分 開会

○議長（中山 哲君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 5 年色麻町議会定例会を再開し、3 月第 2 回会議を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長としての次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

長より提案された会議事件は、議案第34号から議案第46号までの13か件であります。また、議員提出の会議事件は 1 件となっております。

次に、地方自治法第121条第 1 項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、町長、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長及び長より委任を受けた者が出席をいたしております。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

○議長（中山 哲君） これより本日の日程に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、8番工藤昭憲議員、9番今野公勇議員の両議員を指名いたします。

日程第2 会議日程の決定について

○議長（中山 哲君） 日程第2、会議日程の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。3月第2回会議の日程につきましては、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、3月第2回会議は本日1日と決しました。

日程第3 議案第34号 色麻町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○議長（中山 哲君） 日程第3、議案第34号色麻町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第34号色麻町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、提案理由を御説明いたします。

平成15年に行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律と、個人情報の保護に関する法律が制定され、地方公共団体は条例で、国などの機関と民間は別々の法律の下、個人情報の取扱いがなされることになりました。本町におきましては、平成17年3月に色麻町個人情報保護条例を制定し、同年4月から施行しております。

このような中、個人情報も含めた情報のデジタル化を推進するため、令和3年5月19日に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことにより、個人情報の保護に関する法律、以下、個人情報保護法と申させていただきますが、これが改正されまして、地方公共団体に適用される部分は令和5年4月1日から施行されます。これによりまして、今まで個人情報保護のルールとして各自自治体が独自の条例を制定しておりましたが、個人情報保護法が全国共通ルールとして一律に適用されることとなります。

このため、現行の色麻町個人情報保護条例、現行条例を廃止し、新たに改正後の個人情報保護法、新法に即した色麻町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するというものでございます。

改正法の目的でございますが、デジタル社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく

拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成、その他個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務などを明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等について、これらの特性に応じて遵守すべき義務などを定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであること、その他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としております。

時代とともに目的に変遷がありました。個人情報の適正な取扱いを行い、事務の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護するという点は、一貫して変わらないということになります。

法を遵守しつつ、新たな制度の下にあっても、町民サービスへの影響を必要最小限とすると。

それから、個人情報保護法の下、個人情報の取扱いに係る重要な事項については、色麻町情報公開・個人情報保護審査会に引き続き諮問し、答申を受けた上で検討するというのが今回の新条例の基本方針の基本的方向性となります。

それではですね、新条例の内容について御説明を申し上げます。議案書1ページから御覧ください。

第1条ですね、これは趣旨を定めております。

第2条は定義を規定しております。第1項において、個人情報保護条例の対象を明確にするため、町の機関を定義しています。今回、新法第2条第11項第2号において、地方公共団体の機関から「議会を除く」というふうに規定されましたことから、新条例では、現行条例では規定していた実施機関から議会を除いております。

第2項において、現行条例と個人情報に係る規律の統一という趣旨から、個人情報の定義などは、新しい法律に規定されることになるということ。なお、基本的な個人情報の定義につきましては、今までの条例と新しい法律では大きな差はないということで御認識賜ればと思います。

第3条につきましては、開示不開示情報を定めており、本町の情報公開条例で定めている開示情報及び不開示情報と、新しい法律における対象範囲が異なっておりますので、整合性を確保するために新しい条例で定めています。

審議資料1ページ御覧ください。

開示する情報として、情報公開条例第6条第2号のアからウ、1ページの下の方ですね、6条の(2)のアからウ、それから2ページになります、(3)のアからウというふうに、この条例に規定をしております。

それから、不開示とする情報といたしましては、もう一度1ページに戻っていただきますけれども、(1)法令または条例を定めることにより、公開することができないとされている情報。それから(7)、2ページの(7)ですね、公開することにより、人

の生命、身体または財産の保護、その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認める情報、これについては不開示ですよというふうに定めております。

続きまして、第4条では、手数料などを定めておりまして、手数料につきましては、今までの条例でも第22条に規定しておりますが、無料というふうに規定しておりますので、同様の規定としております。ただし、写しの作成とか、送付に要する費用につきましては、実費の負担を頂くということになっております。

第5条、開示等の期限、第6条、開示決定等の期限の特例、第7条、訂正決定等の期限、第8条、利用停止決定等の期限につきましては、いずれ決定期限等を定めておりますが、開示に関する決定などの期限は、新しい法律では原則30日以内と定められておりますが、今回つくる条例では、今までと同様の14日以内というふうに短くしております。それから、新しい法律で延長する場合、これも30日以内というふうになっておりますが、今回提案した条例では、現行の条例と合わせまして、延長14日以内と規定しております。法律では60日以内となりますが、我が町の条例、今回提案した条例では28日以内ということで、今までの条例と同じ内容となります。

第9条では、審査会への諮問について定めています。現行の審査会につきましては、色麻町情報公開条例の第14条から第17条、審議資料4ページですね、審議資料4ページ、削られますというふうに書いてあるこの4つに規定しておりますが、今回の個人情報保護法の改正に伴いまして、新たに、次の議案になってしまうんですけれども、色麻町情報公開・個人情報保護審査会条例を制定するということとなります。ここに諮問するということを定めているものでございます。

第10条は委任規定でございまして、手続など必要な事項を規則や規程で定めることを委任しています。

最後になります。施行日は令和5年4月1日からとなります。

また、附則第2項におきまして、現行の色麻町個人情報保護条例を廃止するということとを規定しております。

以上、よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第35号 色麻町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定
について

○議長（中山 哲君） 日程第4、議案第35号色麻町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第35号色麻町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、提案理由を御説明いたします。

現行の審査会は、色麻町情報公開条例第14条から第17条に規定されておりますが、今回の個人情報保護法の改正に伴い、新たに色麻町情報公開・個人情報保護審査会条例を制定するというものでございます。

新たに制定する条例は、改正前の条例及び旧個人情報保護条例それぞれに置かれた審査会に関する規定を基本的に踏襲をいたしてありまして、改正前の審査会の調査審議等と特に異なる点はないということで御理解賜ればと思います。

それでは、新条例の主な点について御説明申し上げます。議案書4ページ御覧ください。

第1条は、この条例の趣旨を明らかにしたものであります。この条例が色麻町情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議等について、基本的事項について定めたものであることを規定してものでございます。

第2条は、この条例で用いる用語の定義を定めたものであります。諮問庁とは、町の実施機関、花川ダム管理組合の管理者及び色麻町議会の議長としております。なお、情報公開条例第2条に規定する実施機関とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会を言います。これにつきましては、審議資料のですね、1ページの第2条（1）で規定しておりますが、情報公開条例上は議会も入っておりますが、先ほど御可決を賜りました個人情報保護法施行条例では、議会は除かれています。その辺ちょっと区別が必要になります。

第3条は、審査会が情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律に基づく諮問に対する調査審議をするため、地方自治法第138条の4第3項による町長の附属機関として設置すること及びその権限について定めたものであります。また、審査会は、町長以外の実施機関からの諮問に対しても調査審議を行います。現行の条例では、情報公開条例第14条に規定しているものとなります。

審議資料3ページの一番下のほうに、審査会の諮問第14条というふうにあります。

条例に基づく公開決定または公開請求の不作為があった場合の審査請求に関して、調査審議することを定めたというものになります。

(2) は、法に基づく開示決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求の不作為があった場合の審査請求に関して、調査審議を定めたものであります。

(3) につきましては、先ほど御可決を賜りました法施行条例第9条の規定により、個人情報の適正な取扱いの確保のために調査審議することを定めたということになります。

(4)、(5) につきましては、議会個人情報保護条例、これの調査審議。

(6) については、花川ダム管理組合の管理者の調査審議。

それから(8) につきましては、情報公開条例第14条第3項ですけれども、4ページ、審議資料4ページですね、3項、議会は審査請求があった場合は、必要に応じて審査会に意見を求めることができるということで、個人情報保護法上は諮問なんです、情報公開条例上は、あくまで意見を求めるということになっています。議会は機関として執行機関と互いに独立した関係にあり、審査請求に対する議会としての裁決を行うために必要がある場合ということで、このような規定になっています。この求めがあった場合、審査会は議長に対して意見を述べることを規定したものでございます。

第4条は、審査会の委員数を定めたものであります。現行条例では第14条、15条ですね、すみません、第14条の第3項に規定しております、同様の5人というふうに定めております。

第5条は審査会の委員、任免方法、任期、職務上の義務などについて定めたものであります。現行条例では第15条に規定しておりますが、この新しい条例では第4項、(4)、(5)、(7) を新たに加えております。

この中で(5) ですが、町長が罷免できるということにしてありますが、すみません、括弧じゃないですね、括弧じゃないですね、すみません、括弧じゃなくて項ですね、新条例の第4項、第5項及び第7項を新たに加えております。

その第5項をですね、町長が委員を罷免できるというのは、心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、それから職務上の義務違反があると認めるとき、その他委員たるに適しない非行があると認めるときということに限られており、独立した判断が尊重される権威ある審査会の性格を反映したものというふうに規定しております。

それから第6項につきましては守秘義務でございますが、すみません、第6項、これは今までもあれですけれども、主義義務の規定をしています。

第7項が政党、その他政治団体の役員となったり、政治家運動をしてはならないということを追加しております。

守秘義務、第6項の守秘義務につきましては、審査会は個人のプライバシーに関する文書とか、それから企業の営業秘密に関する文書などについても、直接に見分して審理する権限を持っているということになりますので、この辺の守秘義務、審査会の委員に

つきましては、非常勤ということになりますので、地方公務員法第3条第2項第2号の特別職ということになっておりまして、地方公務員法上の守秘義務は適用されないということで、ここで規定をしたものとなります。

後から13条にも罰則を規定しておりますが、違反した場合は罰則があるというような規定としております。

第6条は会長等について、審査会の会長及び職務代理者について定めたものです。現行条例では第16条に規定をしております。

審査会は合議制機関であります。会務を総理し、審査会を代表する会長を定めておく必要がありますので、このような規定としており、会長の選定方法につきましては、町長の任命によるものではなくて、委員の互選方式によるということにしております。

第7条は、審査会の会議運営について定めたものです。現行条例では、第17条に規定しており、同様の内容としております。

第8条は、審査会が適切な判断を行えるようにするために、調査審議のために必要な資料の提出、意見の陳述などを求めること、その他必要な調査を行うことができる権限について定めたものであります。

第1項は諮問庁に対し、公文書または保有個人情報の提示を求める権限、いわゆる裁判というところのインカメラ審理の手続を定めたものです。審査会委員が当該公文書または保有個人情報の内容を見分することができるとした目的につきましては、実施機関が行った不開示または部分開示の決定について、当該決定に係る実施機関の判断の適法妥当性もしくは部分開示の範囲の適切性などについて、迅速かつ適正な判断を可能とするためでございます。

第2項につきましては、そのインカメラ審理の実効性を担保するもので、第1項の規定により審査会から提示の求めのあった公文書または保有個人情報について、不開示とした部分を審査会が本来の記載のまま見分することにより、実施機関の判断の適法妥当性または部分開示の範囲の適切性等について、迅速かつ適正な判断を可能とするため行い得ることとしたという条例の制定趣旨に鑑み、審査会からの求めのあった公文書または保有個人情報については、必ず提示しなければならないというふうにしたものであります。

第3項は諮問庁に対して、公文書または保有個人情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により、分類または整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求める権限、いわゆるヴォーン・インデックス類似手続というものを定めたものでございます。

第9条でございますが、審査会の指名する委員に必要な調査、意見陳述の聴取等をさせることができることを定めたものであります。審査会の調査権限は、前の第8条で規定しておりますが、全ての調査を審査会の会議において行うのは非効率であり、審査の迅速性確保のためには、事件の審議に当たる委員に必要な調査を行わせた上で、その調査結果や入手した資料を基に、会議で審議を行うことが適切な場合があったりします。

このため、本条では、この条ではですね、審査会が必要と認めるときは、審査会の指名する一部の委員に調査を行わせることができるということにしております。

第10条は、提出資料の写しの送付等を定めたもので、第1項では審査会に提出された資料等の内容が分からなければ、審査請求人などが適切な反論などを行うことができないため、審査請求人等から提出された資料等を送付するということを定めたものであります。

第2項は、提出した資料の送付により、その権利や利益を害されうる一定の第三者を保護する手続を定めたものとなります。

第11条は、審査会の審査請求に係る調査審議手続は非公開であるということを定めたものであります。実施機関からの諮問に基づいて行われる審査請求に係る審査会の調査審議の手続につきましては、実施機関の開示決定等、訂正決定等または利用停止等決定等の処理の適否について、公文書や個人情報などを直接見分しながら、または審査請求人等が口頭で述べた意見を基に判断を行う場合もあるなど、公開することにより、本来不開示とすべき情報などが公になることがあり得ることなどから、調査審議の手続については非公開ということにいたしましたものでございます。

第12条は、審査会の組織及び運営に関し、必要な事項の規則への委任について定めたものあります。

第13条は、審査会委員の守秘義務違反について罰則を規定したということで、先ほども申し上げましたが、特別職の地方公務員であるため、地方公務員法第34条に規定する守秘義務が適用されないということで、第5条第6項で委員の守秘義務を規定しておりますけれども、当該規定に違反した場合には罰則を科すということで、守秘義務の遵守を担保しようとするものであります。

施行日につきましては、先ほどの条例と同様の令和5年4月1日からとなります。

以上、よろしく御審議を賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第36号 色麻町情報公開条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第5、議案第36号色麻町情報公開条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第36号色麻町情報公開条例の一部改正について、提案理由を御説明いたします。

先ほどの議案第34号、第35号御可決を賜りまして、ありがとうございました。これによりまして、新たに情報公開・個人情報保護審査会条例が制定されることとなりますので、情報公開条例で規定している審査会部分を削るなどの改正を行うものでございます。審議資料7ページ御覧ください。

まず、第2条第2号公文書の定義でございますが、現行にありますようにですね、スライドフィルムやマイクロフィルム、ビデオテープや録音テープというふうに表現されておりますが、現代ではですね、あるかどうか分からないというような内容となっております。ちなみに、スライドフィルムとかマイクロフィルムは、町では持っていません。ビデオテープとか録音テープは若干残っているかと思うんですが、その電子ファイルとかUSBメモリー、SDカードなどを含めまして電磁的記録という表現に改めるというものでございます。

次に、審議資料8ページ、9ページを御覧ください。

第14条の審査会、第15条の委員、第16条の会長等及び第17条の会議等を先ほどの条例可決によりまして削るというものでございます。

審議資料7ページにお戻りいただいて、第14条から第17条が削られましたので、第13条の2を第14条に改めるとともに、新条例の規定による審査会に諮問するように改めるというものでございます。

審議資料9ページお願いします。

第18条を第15条に改め、第3項に保有個人情報に係る開示等の請求の根拠を加えます。そして、第19条以降を3条ずつ繰上げる改正を行うものであります。

施行日につきましては、令和5年4月1日からとなります。

以上、よろしく御審議を賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第37号 色麻町政治倫理条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第6、議案第37号色麻町政治倫理条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第37号色麻町政治倫理条例の一部改正について、提案理由を御説明いたします。

地方自治法の一部を改正する法律によりまして、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和に関する事項といたしまして、まず1つが規制の対象となる請負の定義が明確となりました。

それから、各会計年度において支払いを受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から、政令で定める額を超えない者ということで、議員個人による請負に関する規制の対象から除かれました。そして、この政令で定める額が300万円とする地方自治法施行令が令和5年3月1日に公布施行されております。これによりまして、本町の政治倫理条例について所要の改正を行う必要が生じたものでございます。

審議資料10ページ御覧ください。

政治倫理条例第10条第1項では、金額に関わらず「町が行う契約等を辞退し」とありますが、今回の自治法改正により、「ただし、議員個人、議員の配偶者、2親等以内または同居の親族が各会計年度において支払いを受ける請負（業として行う工事の完成もしくは作業その他の役務の給付または物件の納入その他の取引で町が対価の支払いをすべきものをいう。）の対価の総額が300万円を超えない場合は、この限りでない。」というただし書きを加えたものであります。議員がですね、役員をしている営利企業等は対象とはなりませんので、御注意いただきたいと思います。

次に、施行日でございますが、自治法が既に3月1日に施行されておりますので、この改正条例の施行日につきましては、公布の日からといたしております。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第38号 色麻町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第7、議案第38号色麻町子ども・子育て会議設置条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） 議案第38号色麻町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

子ども・子育て会議につきましては、平成24年に施行された子ども・子育て支援法の規定に基づき、国と市町村にそれぞれ設置されております。本町の子ども・子育て会議につきましては、平成25年10月から設置し、子ども・子育て支援事業計画や特定教育・保育施設である認定こども園に関する協議などを行ってまいりました。

今回、子ども・子育て支援法により規定され、内閣府において設置されている子ども・子育て会議が令和5年4月から発足するこども家庭庁に伴い、新たに設置されるこども家庭審議会にその機能が移管され、廃止されることになりましたので、本町における所要の改正を行うものです。

それでは、審議資料11ページを御覧ください。

第1条で、子ども・子育て会議の設置根拠が規定をされておりますけれども、先ほどお話ししましたとおり、国の子ども・子育て会議につきましては、こども家庭庁に設置されるこども家庭審議会にその機能が移管され、廃止されます。そのため、子ども・子

育て支援法において、国の子ども・子育て会議について規定されている第72条から第76条が削られ、5条ずつ繰り上がりますので、市町村における設置根拠である第77条第1項を、第72条第1項と改めるものでございます。

なお、この条例の施行期日でございますが、令和5年4月1日からとするものです。

以上、よろしく御審議を賜り、御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第39号 色麻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第8、議案第39号色麻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） 議案第39号色麻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、こども家庭庁設置に伴い、国の子ども・子育て支援法及び学校教育法の改正が行われたため、本条例において両方の条項を引用している箇所について、所要の改正を行うものです。

それでは、審議資料12ページを御覧ください。

第4条では、利用定員について規定をされておりますけれども、国の子ども・子育て支援法中、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める第19条第2項が削られる

ことに伴いまして、同法第19条は第1項のみというふうになりますので、本条例で引用している箇所について、第19条第1項第3号を第19条第3号に、第19条第1項各号を第19条各号に、第19条第1項第1号を第19条第1号に、第19条第1項第2号を第19条第2号に、同項第3号を同条第3号に改めるものです。

それから第15条第1項第3号では、幼稚園教育要領の制定根拠が規定されておりますが、幼稚園教育要領の制定根拠である学校教育法第25条に、幼稚園教育要領を定める際の配慮事項だったり、内閣総理大臣への協議義務を定める第2項及び第3項が新設されましたので、第25条を第25条第1項と改めるものです。

第26条につきましては、懲戒に係る権限の濫用禁止について規定をしておりましたが、民法における親権者の懲戒権の規定が削除されましたので、本条例においても削除し、第27条以降を1条ずつ繰り上げるものでございます。

なお、この条例の施行期日でございますが、令和5年4月1日からとするものです。

以上、よろしく御審議を賜り、御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第40号 色麻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第9、議案第40号色麻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） 議案第40号色麻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布され、同令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

主な今回の改正内容でございますが、家庭的保育事業等を行う施設において、児童の安全確保の推進、園バス等の自動車運行時の安全管理、インクルーシブ保育の推進、懲戒権に係る規定の削除、衛生管理の推進の努力義務化についてが主な改正内容というふうになっております。

それでは、審議資料16ページを御覧ください。

第6条では、家庭的保育事業所等卒園後の受入先確保のための保育所等との連携について規定されておりますが、本条例に第7条の3が追加されましたので、関係条項である第7条の3第2項を追加するものです。

第7条の2につきましては、第1項から第4項まで児童の安全確保の推進について追加するものです。

第1項では、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、設備の安全点検、日常生活における安全に関する指導、職員の研修・訓練等の安全計画を策定し、その計画に従い、必要な措置を講じることを義務づけるものです。

第2項では、職員に対して安全計画を周知し、研修・訓練を定期的実施することを義務づけるもの。

第3項では、保護者に対して安全計画に基づく取組の内容等を周知することを義務づけるもの。

第4項では、定期的な安全計画の見直し及び必要に応じて安全計画の変更を行うことについて規定をしております。

第7条の3につきましては、第1項から第2項まで園バス等の自動車の運行時の安全管理について追加するものです。

第1項では、利用乳幼児の通園や事業所外での活動などのために自動車を運行する場合は、乗車及び降車の際に点呼等による利用乳幼児の所在確認を行うことを義務づけるもの。

第2項では、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合は、利用乳幼児の所在を見落とさないよう当該自動車にブザー等の装置を設置することと、その装置を用いて降車の際の確認を行うことを義務づけるものというふうになっております。

なお、ブザー等の装置の設置義務につきましては、令和6年3月31日までの間、経過措置が設けられており、附則にて規定をしております。ただし、この場合であっても、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならないというふうに規定をしております。

第10条については、社会福祉サービスを必要とする乳幼児の社会参加への支援が進むよう、利用乳幼児の保育に支障が生じない場合に限り、併設する他の福祉施設の設備や

職員を共有できることとなることから、「その行う保育に支障がない場合に限り」を追記し、ただし書きを削除し、文言の整理を行うものです。

第13条につきましては、懲戒に係る権限の濫用禁止について規定をしておりましたが、民法における親権者の懲戒権の規定が削除されましたので、本条例についても削除し、第14条以降を1条ずつ繰り上げるものというふうになります。

繰り上がりました第13条につきましては、事業所等における感染症・食中毒の予防・まん延防止のための必要な措置を講ずる努力義務について規定をされておりましたが、具体的な内容が規定されていませんでしたので、今回、努力義務として求めるべき具体的内容について、感染症・食中毒の予防・まん延防止のための研修及び訓練を実施することを明記したものというふうになります。

なお、この条例の施行期日でございますが、令和5年4月1日からというふうになります。

議案書16ページに戻りまして、先ほども説明をさせていただきましたけれども、経過措置として、条例第7条の3第2項に規定しましたブザー等の装置の設置義務につきましては、装置の設置や、装置を用いることが困難な事情がある場合、令和6年3月31日までの間、ブザー等を備えないことができる旨の経過措置が設けられております。ただし、この場合であっても、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならないというふうに規定をしております。

以上、よろしく御審議を賜り、御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第41号 色麻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第10、議案第41号色麻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） 議案第41号色麻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、同令による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

主な今回の改正内容でございますが、放課後児童健全育成事業を行う施設において、児童の安全確保の推進、自動車運行時の児童の所在確認、業務継続計画の策定等の努力義務化、衛生管理の推進の努力義務化についてが主な改正内容というふうになっております。

それでは、審議資料22ページを御覧ください。

第6条の2については、第1項から第4項まで児童の安全確保の推進について追加するものです。

第1項では、児童の安全確保を図るため、放課後児童健全育成事業者に設備の安全点検、日常生活における安全に関する指導、職員の研修・訓練等の安全計画を策定し、その計画に従い、必要な措置を講じることを義務づけるものです。

第2項では、職員に対して安全計画を周知し、研修・訓練を定期的実施することを義務づけるもの。

第3項では、保護者に対して安全計画に基づく取組の内容等を周知することを義務づけるもの。

第4項では、定期的な安全計画の見直し及び必要に応じて安全計画の変更を行うことについて規定をしております。

第6条の3第1項については、利用児童の学童施設外での活動等のために自動車を運行する場合は、乗車及び降車の際に点呼等による児童の所在確認を行うことを義務づけることについて追加しております。

第12条の2につきましては、第1項から第3項まで業務継続計画の策定等の努力義務化について追加をしております。

第1項では、感染症や非常災害の発生時において業務を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画「業務継続計画」を策定し、その計画に従い必要な措置を講じることを努力義務とするものです。

第2項では、職員に対して業務継続計画を周知し、研修・訓練を定期的実施することを努力義務とするもの。

第3項では、定期的な業務継続計画の見直し及び必要に応じて業務継続計画の変更を行うことについて規定をしております。

第13条につきましては、放課後児童健全育成事業所における感染症、食中毒の予防、まん延防止のための必要な措置を講ずる努力義務について規定されておりましたけれども、具体的な内容が規定されておりましたので、努力義務として求めるべき具体的内容ですね、これを感染症、食中毒の予防、まん延防止のための研修及び訓練を実施することを明記したものであるというふうになります。

なお、この条例の施行期日でございますが、令和5年4月1日からというふうになります。

議案書18ページに戻りまして、経過措置として、条例第6条の2に規定しました安全計画の策定等の義務づけにつきましては、令和6年3月31日までの間、経過措置が設けられております。

以上、よろしく御審議を賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） 審議資料の23ページの第13条ですね、これ議案の第40号にもありました。衛生管理者等でここに必要な措置を講ずるよう努力義務という形でしたが、実際ですね、具体的に規則とか運用の段階で現行ですね、あったのかどうか。確かに具体的に今後、改正なった場合は明確に改正されていたんですが、その辺について説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

現行において明確な規定というか、そういった形では取っておりませんが、学童保育施設においては県から現在、コロナの関係もございますので、手洗いの徹底だったり、うがいの徹底だったり、そういったところで感染症の予防に努めているというところになります。

ただ、今回、こういった努力義務という形で規定をいたしましたので、はっきりと分かるように衛生管理の徹底になるように、基準等を定めて運用していただくように運営事業者のほうには指導していきたいというふうには思っております。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「了解」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前10時59分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

日程第11 議案第42号 令和4年度色麻町一般会計補正予算（第12号）

○議長（中山 哲君） 日程第11、議案第42号令和4年度色麻町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第42号令和4年度色麻町一般会計補正予算（第12号）について、提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ3,950万2,000円を減額し、予算総額を48億2,018万3,000円といたすものでございます。今回の補正につきましては、予算執行に基づく予算整理と、交付金などの交付額が確定したことに伴う補正が主なものであります。

そこで、金額の大きいものを主として御説明をいたします。

まず、歳入から、議案書27ページを御覧ください。

第6款法人事業税交付金第1項法人事業税交付金が352万1,000円の増。

28ページ御覧ください。

第11款地方交付税第1項地方交付税は、特別交付税1億870万8,000円、震災復興特別交付税78万9,000円、合わせまして1億949万7,000円の増となり、令和4年度の特別交付税は2億7,870万8,000円に、震災復興特別交付税は428万9,000円になりました。

29ページ。

第18款寄附金は154万6,000円の増額で、株式会社かみでん里山公社様から100万円の一般寄附を頂戴いたしております。

また、ふるさと納税寄附金は2月の1か月分として37件、54万6,000円を増額いたしております。今年度2月末までのふるさと納税の総額は680件、950万4,000円となりました。御寄附を賜りました皆様には、改めて深く感謝を申し上げます。ありがとうございます

いました。

30ページ。

第19款繰入金は、財政調整基金繰入金を1億5,500万円減とし、令和4年度の財政調整基金繰入金、いわゆる令和4年度の取り崩しは5,000万円となりました。

次に、歳出について申し上げます。

歳出補正の内容につきましては、事業の実績に基づく予算整理のための減額補正が主であります。議案書31ページ御覧ください。

主なものといたしまして、第2款総務費は第1項総務管理費で、旧大村分校解体工事費132万円の減、ふるさとまちづくり基金積立金154万6,000円の増。

33ページお願いします。

第3款民生費第2項児童福祉費では、乳幼児医療費、児童医療費の扶助費で、合わせて250万6,000円の減。

34ページお願いします。

第6款農林水産業費は第1項農業費で、大豆振興対策事業補助金486万6,000円の減。

35ページ。

第2項林業費で、森林環境整備基金積立金112万5,000円の増。

36ページ。

第7款商工費は、町中小企業振興資金融資に係る保証料補給金102万3,000円の減。

第8款土木費は第2項道路橋梁費で、2目道路維持費において除雪に係る経費、その他としまして、報酬、需用費、借上料などで1,254万1,000円の減。

37ページ。

第5項下水道費で、下水道事業特別会計繰出金574万7,000円の減。

38ページ。

第9款消防費第1項消防費の災害対策費では、防災監視カメラ・水位計システムの整備に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金563万5,000円の財源充当を行いました。ちなみに、本日お渡ししましたコロナ感染症の実施計画書のですね、事業ナンバーは33番、最後の4ページ一番下、一番最後の33番になります。コロナ交付金を563万5,000円を充当いたしました。

第10款教育費は39ページ、第6項保健体育費で、学校給食センターエアコン改修工事費で394万円の減。

第13款諸支出金は、財政調整基金積立金を900万円増額し、令和4年度の財政調整基金の予算積立を1,000万円といたしました。これによりまして、令和4年度末の財政調整基金残高は9億1,500万円となります。9億1,500万円、決算積み立て次第になりますが、10億に近づくということになります。

第14款予備費は12万5,000円を減額し、歳入歳出予算の調整を行ったところであります。

次に、議案書24ページにお戻り願います。24ページです。

第2表繰越明許費ですが、第4款衛生費第1項保健衛生費において、保健福祉センター高圧機器等交換工事449万9,000円。

第10款教育費第6項保健体育費において、学校給食センターエアコン改修工事1,606万円、合わせまして2か件、2,055万9,000円の事業費を翌年度に繰り越すものでございます。

3月第1回会議での補正予算第9号で3か件、2,490万1,000円を既に繰越明許の議決を賜っておりますので、令和4年度から令和5年度への繰越は5か件、総額4,546万円となります。

次に、第3表地方債補正でございますが、保健福祉センター施設改修事業債の本年度借入額が確定いたしましたので、限度額を補正後の欄に記載した金額のとおり修正するものであります。

以上、令和4年度色麻町一般会計補正予算（第12号）の概要を申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書27ページ、歳入から入ります。

歳入。

第2款地方譲与税第3項森林環境譲与税。（「なし」の声あり）

第3款利子割交付金第1項利子割交付金。（「なし」の声あり）

第4款配当割交付金第1項配当割交付金。（「なし」の声あり）

第5款株式等譲渡所得割交付金第1項株式等譲渡所得割交付金。（「なし」の声あり）

第6款法人事業税交付金第1項法人事業税交付金。（「なし」の声あり）

第8款環境性能割交付金第1項環境性能割交付金。（「なし」の声あり）

28ページ。

第10款地方特例交付金第2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金。（「なし」の声あり）

第11款地方交付税第1項地方交付税。11番山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 地方交付税、特別交付税1億870万8,000円という最終的な地方交付税だと思いますが、この内訳を説明をお願いします。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 今回ですね、交付確定が来たのが3月22日でした。ぎりぎりですね、補正修正かけて今回、計上させていただきましたが、その交付の内訳については、まだ県から示されていないということになります。内訳については示されていないと。

全体的にですね、3年度交付額と4年度交付額では2,100万円ほど増えてはいるんですけども、地域おこし協力隊とかですね、それから多面的機能支払交付金なんかが増えているということにはなるんですけども、その細かい交付の内訳というのはまだ、先ほど議会始まる前も確認したんですが、まだ示されていないので、金額、内訳については分からない状態です。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

第15款国庫支出金第1項国庫負担金。（「なし」の声あり）

第2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

第16款県支出金第2項県補助金。（「なし」の声あり）

第17款財産収入第1項財産運用収入。（「なし」の声あり）

第2項財産売払収入。（「なし」の声あり）

第18款寄附金第1項寄附金。（「なし」の声あり）

30ページ。

第19款繰入金第2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

第21款諸収入第2項町預金利子。（「なし」の声あり）

第4項雑入。（「なし」の声あり）

第22款町債第1項町債。（「なし」の声あり）

第23款自動車取得税交付金第1項自動車取得税交付金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第2款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

32ページ。

第2項町税費。（「なし」の声あり）

第4項選挙費。（「なし」の声あり）

第3款民生費第1項社会福祉費。（「なし」の声あり）

第2項児童福祉費。（「なし」の声あり）

第4款衛生費第1項保健衛生費。（「なし」の声あり）

34ページ。

第3項下水道費。（「なし」の声あり）

第6款農林水産業費第1項農業費。（「なし」の声あり）

第2項林業費。（「なし」の声あり）

36ページ。

第7款商工費第1項商工費。（「なし」の声あり）

第8款土木費第1項土木管理費。（「なし」の声あり）

第2項道路橋梁費。（「なし」の声あり）

第4項住宅費。（「なし」の声あり）

第5項下水道費。（「なし」の声あり）

第9款消防費第1項消防費。（「なし」の声あり）

38ページ。

第10款教育費第1項教育総務費。（「なし」の声あり）

第2項色麻小学校費。（「なし」の声あり）

第3項色麻中学校費。（「なし」の声あり）

第4項幼稚園費。（「なし」の声あり）

第6項保健体育費。（「なし」の声あり）

第11款災害復旧費第2項農林水産業施設災害復旧費。（「なし」の声あり）

第13款諸支出金第1項基金費。（「なし」の声あり）

第14款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。

次に、24ページに戻りまして、第2表繰越明許費。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、第3表地方債補正。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

以上で質疑が終了いたしました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第43号 令和4年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（中山 哲君） 日程第12、議案第43号令和4年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 議案第43号令和4年度色麻

町介護保険特別会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32万5,000円を減額し、予算の総額を8億2,136万円とするものでございます。

歳入の補正を御説明申し上げます。議案書45ページを御覧ください。

第3款国庫支出金第2項国庫補助金、地域支援事業交付金の確定に伴い、79万1,000円の増額となります。

第7款繰入金第1項他会計繰入金は、46万5,000円を減額しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。46ページを御覧ください。

第2款保険給付費第1項介護サービス等諸費、第3項高額介護サービス費、第5項特定入所者介護サービス等費は一般会計繰入金の減額と、第5款地域支援事業費第1項一般介護予防事業費から第3項介護予防・生活支援サービス事業費は、国庫補助金の地域支援事業交付金の増額に伴い、財源の変更を行うものでございます。

第7款予備費におきまして32万5,000円を増額し、歳入歳出予算の調整を図りました。

申し訳ございません。先ほど今回の補正も来ても、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32万5,000円を減額し、予算の総額を、増額ですね、追加ですね、すみません、大変申し訳ございませんでした。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32万5,000円を追加し、予算の総額を8億2,136万とするものでございます。大変失礼いたしました。

歳出のほうのですね、第7款予備費におきまして32万5,000円を増額し、歳入歳出予算の調整を図りました。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書45ページ、歳入から入ります。

歳入。

第3款国庫支出金第2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

第5款県支出金第3項県補助金。（「なし」の声あり）

第7款繰入金第1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第2款保険給付費第1項介護サービス等諸費。（「なし」の声あり）

第3項高額介護サービス費。（「なし」の声あり）

第5項特定入所者介護サービス等費。（「なし」の声あり）

47ページ。

第5款地域支援事業費第1項一般介護予防事業費。（「なし」の声あり）

第2項包括的支援事業・任意事業費。（「なし」の声あり）

第3項介護予防・生活支援サービス事業費。（「なし」の声あり）

第7款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第44号 令和4年度色麻町下水道事業特別会計補正予算 (第5号)

○議長（中山 哲君） 日程第13、議案第44号令和4年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第44号令和4年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ738万7,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ3億6,482万4,000円とするものでございます。

初めに歳入から御説明申し上げます。53ページを御覧ください。

第4款繰入金第1項他会計繰入金では、今回の予算整理により、一般会計繰入金738万7,000円の減額といたしました。

次に、歳出について御説明申し上げます。54ページを御覧ください。

第1款総務費第1項総務管理費で、受益者分担金前納報償金など36万7,000円の減額といたしました。下水道基金積立金で498万4,000円の増額とし、合わせて461万7,000円の増額としました。なお、補正後の下水道基金は2,500万円となる見込みでございます。

第2款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業費では、第1目管理費の修繕料

200万円減額など、合わせて275万1,000円の減額といたしました。

第2目事業費では、測量設計委託料5万7,000円減額など、合わせて50万5,000円減額といたしました。

55ページを御覧ください。

第3款特定環境保全公共下水道事業費第1項特定環境保全公共下水道事業費では、第1目管理費の修繕料245万1,000円減額など、合わせて582万2,000円の減額といたしました。

第2目事業費では、マンホールポンプ改修工事実施設計委託料125万円減額など、合わせて223万4,000円の減額といたしました。

第4款個別排水事業費第1項個別排水事業費では、第1目の管理費では、維持管理原材料で10万2,000円の減額といたしました。

56ページを御覧ください。

第2目の事業費では、放流排水施設使用同意手数料で11万円減額など、合わせて59万円の減額といたしました。

以上、補正予算についての御説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書53ページ、歳入から入ります。

歳入。

第4款繰入金第1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第1款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

第2款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業費。（「なし」の声あり）

55ページ。

第3款特定環境保全公共下水道事業費第1項特定環境保全公共下水道事業費。（「なし」の声あり）

第4款個別排水事業費第1項個別排水事業費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第45号 令和4年度色麻町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（中山 哲君） 日程第14、議案第45号令和4年度色麻町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第45号令和4年度色麻町水道事業会計補正予算（第4号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額1億9,168万9,000円から収入支出それぞれ127万2,000円を減額し、予算の予定額を1億9,041万7,000円といたしました。

収入より御説明申し上げます。59ページを御覧ください。

第1款水道事業収益第2項営業外収益において、127万2,000円の減額といたしました。内容につきましては、第4目消費税及び地方消費税還付金で127万2,000円の減額となるものでございます。

次に、支出について申し上げます。

第1款水道事業費用第1項営業費用第2目排水及び給水費で、重機等賃借料290万2,000円の減額といたしました。

第2項営業外費用第2目雑支出で47万8,000円の増額といたしました。

第4項予備費第1目予備費で115万2,000円を増額し、予算額の調整をいたしました。

次に、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。支出から御説明いたします。61ページを御覧ください。

第1款資本的支出第1項建設改良費第1目排水設備改良費で、色竈地区水道施設設計委託料で75万4,000円の減額といたしました。

第3目営業設備費で、水道事業維持管理車購入で42万3,000円の減額、水道管路台帳システム用端末購入で26万7,000円の減額、合わせまして69万円の減額といたしました。

次に、収入について御説明いたします。60ページを御覧ください。

第1款資本的収入第2項国庫補助金で41万8,000円の減額といたしました。

第3目企業債で230万円の減額といたしました。

戻りまして、58ページを御覧ください。

第3条、補正後の予定額において、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,346万1,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,028万円。過年度分損益勘定留保資金3,318万円で補填するものといたしました。

また、予算第6条に定めた企業債の限度額を230万円減額し、6,080万円とするものです。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書59ページ、収益的収入及び支出の収入から入ります。

収入。

第1款水道事業収益第2項営業外収益。（「なし」の声あり）

支出に入ります。

第1款水道事業費用第1項営業費用。（「なし」の声あり）

第2項営業外費用。（「なし」の声あり）

第4項予備費。（「なし」の声あり）

60ページ、資本的収入及び支出。

収入。

第1款資本的収入第2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

第3項企業債。（「なし」の声あり）

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額。（「なし」の声あり）

過年度分損益勘定留保資金。（「なし」の声あり）

支出に入ります。

第1款資本的支出第1項建設改良費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。

次に、58ページに戻りまして、第4条企業債。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第46号 令和5年度色麻町一般会計補正予算（第1号）

○議長（中山 哲君） 日程第15、議案第46号令和5年度色麻町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第46号令和5年度色麻町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明いたします。

今回、既定の一般会計予算総額に歳入歳出それぞれ3,752万9,000円を追加し、予算総額を47億1,718万4,000円といたすものであります。

議案書67ページ御覧ください。歳入から御説明いたします。

第15款国庫支出金は第1項国庫負担金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金2,398万4,000円、第2項国庫補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,454万5,000円、合わせまして3,852万9,000円の増となりました。

第19款繰入金は第2項基金繰入金で、財政調整基金繰入金を100万円減としております。

次に、歳出について申し上げます。議案書68ページを御覧ください。

第3款民生費は第1項社会福祉費で、日本赤十字社からはくあい号、車種でございますが、トヨタのタウンエースが贈呈されることが決まりました。それに伴う登録料や任意保険に要する経費といたしまして、併せて20万5,000円を増額いたしております。

第4款衛生費は第1項保健衛生費において、7目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で、会計年度任用職員報酬、手当、借り上げ料などで1,454万5,000円。

69ページ。

8目新型コロナウイルスワクチン接種事業で、新型コロナウイルスワクチン接種委託料としまして2,398万4,000円の増など、4款合わせまして3,627万5,000円の増額となっております。

第10款教育費は第1項教育総務費で、スクールバス運行業務委託料704万2,000円の増。第3項幼稚園費で、園児送迎バス運行業務委託料599万3,000円の減となっております。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書67ページ、歳入から入ります。

歳入。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金。（「なし」の声あり）

第2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

第19款繰入金第2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第3款民生費第1項社会福祉費。（「なし」の声あり）

第4款衛生費第1項保健衛生費。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） お尋ねいたします。

8目新型コロナウイルス接種事業についてです。今回、ここに2,398万何がしというお金が今回、交付金として令和5年交付されるということでございますが、集団接種という形で町は多分見られるのかなあと思われます。65歳以上、65歳以下の方々の接種のスケジュール間をもし決まってるのであれば、そういった部分をお示しいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えをいたします。

接種事業ということで、今の相原議員おっしゃったようにですね、令和5年度のワクチン接種がですね、国のほうから示されまして、5月8日からまず春接種というような形で、対象者が初回接種を終了した65歳以上の方と、64歳以下の基礎疾患のある方、あと、医療従事者等の方がまず対象となっている状況です。

もう一つ、秋接種というのがありまして、こちらは9月1日以降に接種ということで、こちらでも接種の対象車が初回接種を終了した5歳以上の方ということになってございます。現在、加美郡の医師会と協議中ではございますが、春接種については現在、医療機関で行う個別接種ということで予定をしております。詳細がですね、決まりましたら、お知らせしたいと思います。

あと、秋接種につきましても、春接種の状況を見まして対応したいと。ただ、対象者のほうについては、俗に言う秋接種のほうは5歳以上の対象者の方となる予定ですので、この辺は加美郡医師会と協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。（「了解」の声あり）

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

第10款教育費第1項教育総務費。（「なし」の声あり）

第3項幼稚園費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議発第2号 色麻町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（中山 哲君） 日程第16、議発第2号色麻町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。3番相原和洋議員、御登壇の上、説明をお願いいたします。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 議発第2号色麻町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、趣旨説明を申し上げます。

色麻町議会の個人情報の保護に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月29日提出。

提出者議員、相原和洋。賛成者議員、今野公勇。賛成者議員、天野秀実。賛成者議員、山田康雄。

今回の色麻町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、国が進めている社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護と、データ流通の両立が求められる中、各法律や条例の基準や、運用に相違があったことから、デジタル化の推移を図るため法律が統一され、本年4月1日から施行されることとなりました。

新しい個人情報保護法では、地方公共団体の位置づけが明確に規定され、法律が適用されることとなりましたが、議会の独立性を確保する観点から議会は除外されました。

このため、色麻町議会における個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めることとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利

を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定するものであります。

それでは、提出条例の概要を説明いたします。

この条例は、6章からなる本文第57条及び附則で構成されております。

第1章の総則では、本条例の目的、定義、議会の責務を規定しております。

第2章では、個人情報等の取扱いについて。

第3章では、個人情報ファイルについての規定をし、第4章では開示、訂正及び利用停止に係る手続について規定しております。

第5章、雑則では、適用除外や委任等を規定し、第6章では法律と同様に罰則規定を定めました。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、提出条例の概要であります。

なお、この条例につきましては、全国町村議会議長会が個人情報保護法を所管する総務省及び個人情報保護委員会と調整を行い、示された条例（例）を参考に、執行機関との連携がある条文については、執行部と調整を行い、また、議員全員協議会においても説明を行い、皆様からの御意見もいただいております。

議員各位におかれましては、提案の趣旨を御理解いただき、満堂の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明と代えさせていただきます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって趣旨説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中山 哲君） 以上をもって、令和5年色麻町議会定例会3月第2回会議に付された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本会議は、この後、明日3月30日から次の会議までを休会といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中山 哲君) 御異議なしと認めます。よって、明日3月30日から次の会議までを休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時58分 散会
